個 別 事 業 計 画 書

所管部署: 土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事 業 名	都市計画街路事業	細事	事 業	名			新継区分	継続
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる				都市計画法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ			根拠法令等				
	(2)地域幹線道路							
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度		年度	当該年度には	おける事業の実施内容	当該年度に目指	旨す成果・効果	事業費
現状の課題	まちづくりを進めるうえで骨格となる街路事業を進めることが急務である。	各計画年度ごとの事業概要と目	平 成 20 年	事業用地の確	保及び建物補償	用地買収 1式 建物補償 1式 道路築造 1式		334,630
具体的な実施 内 容	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、 公共機関への接続道路として整備促進する。 ・上本町佛大線外1線 ・内環状線 ・栄小山東町線外2線		度			用地買収 1式 建物補償 1式		
	•八木環状線		平 成 21 年			道路築造 1式		260,630
事業の目的	中心市街地の再整備、新市街地を形成するうえで必要 となる骨格道路整備、広域幹線道路へのアクセス道路 として整備を行なう。	安と目標・事業費	度					
			平	事業用地の確適路築造	保及び建物補償	用地買収 1式 建物補償 1式 道路築造 1式		
事業の効果	交通環境の改善、市街地の活性化、交通渋滞の改善 が図られる。		平成 22 年度					220,580